

令和6年度愛知県看護補助者処遇改善事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 この補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、「看護補助者処遇改善事業実施要綱（令和6年1月11日付け医政発0111第1号厚生労働省医政局長通知別紙。以下、「実施要綱」という。）」、「令和6年度（令和5年度からの繰越分）看護補助者処遇改善事業補助金交付要綱（令和6年3月29日付け厚生労働省発医政0329第45号厚生労働事務次官通知別紙。以下、「交付要綱」という。）」及び愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 医療機関に勤務する看護補助者を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和6年2月から収入を引き上げるための措置を実施することにより、看護補助者の確保・定着を促進することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の対象となる医療機関（以下、「対象医療機関」という。）は、病院又は病床を有する診療所（以下、「有床診療所」という。）であって、令和6年2月1日時点において、実施要綱の別添に掲げる診療報酬のいずれかを算定している施設とする。

(交付額の算出方法)

第4条 補助基準額及び補助対象経費は、別表のとおりとし、次により算出された額を補助額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする（ただし、算出された額の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）。

(1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(申請手続)

第5条 規則第3条の規定による申請書の様式は、別紙様式1及び2のとおりとする。

2 前項の規定による申請書等の提出期限は、別に定める。

(実績報告)

第6条 規則第13条に定める実績報告は、第5条に定める申請書の提出をもって代えるものとする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 関係書類については、次のとおり取り扱わなければならない。

ア 対象医療機関が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管する。

イ 対象医療機関が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

- 第8 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(収入控除税額が0円の場合は除く。)は、別紙様式4により速やかに、知事に報告しなければならない。
- 2 前項の報告があった場合には、知事は当該仕入控除税額の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

附 則

この要綱は、令和6年5月9日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表

1 基準額	2 対象経費
対象医療機関の看護補助者の常勤換算数等に基づく金額として実施要綱に基づき算出された額	実際に対象医療機関の看護補助者の賃金改善等に充てられた経費として実施要綱に基づき算出された経費